

AIII-2nd

令和3年2月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第2648号 慰謝料請求控訴事件

(原審・前橋地方裁判所令和元年(ワ)第301号)

口頭弁論終結日 令和2年11月19日

判 決

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

控訴人(1審原告) 今 井 豊

さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号 ニチモビル浦和3階

被控訴人(1審被告) 柴 崎 栄 一

同訴訟代理人弁護士 鈴 鹿 寛

同 山 崎 祐 史

同 井 上 清 彦

同 館 岡 一 夫

同 梅 原 由 香

同 亀 井 祐 未

同 柴 崎 良 考

同 北 村 大 樹

同 山 口 裕 哉

同 坂 口 将 悟

同 星 屋 鮎 太郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円を支払え。

第2 事案の概要（略語は、特に断りのない限り、原判決の例による。以下同じ。）

1 本件は、控訴人が、控訴人を原告とし埼玉県を被告とする訴訟（別件訴訟）において埼玉県の訴訟代理人を務めた弁護士である被控訴人に対し、別件訴訟における控訴人の主張（控訴人の叔母である太田まり子（太田）の死亡（太田死亡事件）は控訴人を脅迫するための殺人であったにもかかわらず、埼玉県警はこれを交通事故と扱ったため、太田の死因が交通事故ではなく殺人であると主張したもの）に対して認否を示すことなく請求を争うなどした被控訴人の訴訟活動によって控訴人の生命に対する権利等が侵害され、精神的苦痛を受けたなどと主張して、不法行為による慰謝料の損害賠償の一部請求として10万円の支払を求める事案である。

原審は、太田死亡事件が交通事故ではなく殺人事件であると認めることは困難であり、控訴人を脅迫する目的で仕組まれた事件であると認めることも困難であるとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記3のとおりに当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2及び3に記載のとおりにあるから、これを引用する（以下、同2の前提事実(1)以下を「補正後の前提事実(1)」のようにいう。）。

(1) 原判決2頁9行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(1) 太田まり子（以下「太田」という。）は、控訴人の父の妹（叔母）である。」

(2) 原判決2頁10行目の「(1) 太田まり子」を「(2) 太田」に改め、同頁11行目から15行目までを次のとおり改める。

「伊勢崎友信（以下「伊勢崎」という。）は、平成21年3月30日、同

年2月20日午前6時20分頃、中型貨物自動車を運転し、さいたま市中央区桜丘2丁目2番14号先の交通整理の行われていない交差点を左折進行するに当たり、側道を進行してくる自転車等の有無に留意せず、その安全を確認しないまま漫然と時速10ないし15キロメートルで左折進行した過失により、同側道を進行してきた太田運転の自転車に自車左前部を衝突させて太田を路上に転倒させ、太田に重症頭部外傷等の傷害を負わせ、同日午前8時39分頃、太田を同傷害により死亡させた（以下「太田死亡事件」という。）ほか、太田に傷害を負わせる交通事故を起こしたのに、直ちに車両の運転を停止して太田を救護する等の必要な措置を講じず、事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかったことを公訴事実とし、これにより自動車運転過失致死及び道路交通法違反の各罪を犯したとして公訴を提起され、同年6月9日、さいたま地方裁判所において、上記各罪を犯したことを理由に懲役2年6月に処する旨の実刑判決を受けた（甲3）。同判決は、同月24日、確定した（弁論の全趣旨）。

太田死亡事件後、伊勢崎が太田死亡事件当時に勤務していた会社から、太田の遺族（夫と息子）に対し、伊勢崎が上記判決のとおり上記各罪を犯したことを前提とする三千数百万円の損害賠償金が支払われた。」

(3) 原判決2頁16行目の「(2)」を「(3)」に改める。

### 3 当審における当事者の主張

#### (控訴人の主張)

警視庁が控訴人の被害届や控訴人の東村山警察署の職員（サワダ）との面会を隠ぺいしたこと、控訴人が被害届において設定した回答期限の当日に太田が死亡したこと、太田の死亡を交通事故とするには不審な点があること（事故現場が見通しの良い場所であったこと、巻き込み事故ではないのに死亡に至っていること、司法解剖が実施された経緯が不審であること、決め手の映像を公判

の証拠にしていないこと、交通事故として当たり前の物証があるか疑問であること、被疑者の行動に必然性があるとはいえないこと、殺人とはいえない証拠がないことなど) からすると、太田が死亡した原因は、交通事故であったとはいえない。

また、控訴人に対する脅迫を控訴人に連想させる立場にある者であれば、殺害の相手は誰でもよかったのであるから、それが太田であっても不自然ではなく、太田の遺族は、太田と同じ目に遭うことを恐れて、太田死亡事件が殺人であったと主張していないにとどまる。したがって、被害者が太田であったことや、太田の遺族(夫と子)が太田死亡事件が殺人であったと訴えていないことをもって、太田死亡事件が殺人であることが否定されるものではない。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張は、これを支える証拠がなく、いずれも認められない。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断するものであり、その理由は、後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3(以下「原判決第3」という。)の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人は、①警視庁が控訴人の被害届や控訴人の東村山警察署の職員との面会を隠ぺいしたこと、控訴人が被害届において設定した回答期限の当日に太田が死亡したこと、太田の死亡を交通事故とするには不審な点があることからすると、太田が死亡した原因は、交通事故であったとはいえない、②被害者が太田であったことや、太田の遺族(夫と子)が太田死亡事件が殺人であったと訴えていないことをもって、太田死亡事件が殺人であることが否定されるものではない旨を主張する。

(2) しかしながら、①太田死亡事件の捜査を遂行した警察の関係部署において

控訴人の被害届や控訴人の警察署職員との面会を隠ぺいした事実を認めるに足りる証拠はなく、控訴人が被害届において設定した回答期限の当日に太田が死亡したことをもって太田死亡事件が交通事故でないことが推認されるものではなく、太田の死因を交通事故とするのに不審な点があることを具体的かつ客観的に裏付ける証拠は存しない上、被控訴人は、太田死亡事件について自ら捜査をした者ではなく、別件訴訟において埼玉県の訴訟代理人として埼玉県の主張を代弁したにとどまり、その際、太田死亡事件が控訴人の主張するように交通事故でないことをうかがわせる事情の存在を認識し又は認識し得たとは想定し難く、そのような事情の存在を認めるに足りる証拠も存しない。また、②補正後の前提事実(2)のとおり、伊勢崎は、自動車運転過失致死及び道路交通法違反の各罪を犯したとして公訴を提起され、上記各罪を犯したことを理由に実刑判決に処せられ、同判決は確定しており、太田死亡事件後、伊勢崎が太田死亡事件当時勤務していた会社から、太田の遺族（夫と子）に対し、伊勢崎が同判決のとおり上記各罪を犯したことを前提とする多額の損害賠償金が支払われ、太田の遺族もこれを受領していることが認められ、これらの事実を照らせば、太田死亡事件は交通事故であったことが推認されるものというべきであり、前記1の補正後の原判決第3の1(4)①及び②において摘示した事情も併せ考慮すれば、控訴人の主張に係る上記(1)②の点をしんしゃくしても、同事件が控訴人の主張するように殺人であったとは認め難く、その主張に係る事実を認めるに足りる証拠は存しないといわざるを得ない。

以上によれば、別件訴訟における控訴人の主張に対する被控訴人の訴訟活動の中に控訴人に対する不法行為を構成するものがあると認めることはできず、そのことは、控訴人が当審において主張するところを全てしんしゃくしても左右されるものではない。

### 3 結論

以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、控訴人の控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官

岩井伸晃 

裁判官

西森政一 

裁判官宮島文邦は、差し支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

岩井伸晃 

これは正本である。

令和3年2月12日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 田中真人

